

同じき天皇の平城宮に天下治めたまひし延暦十六年丁丑の夏四五  
両月の頃、景戒の室に夜々ごとに狐鳴き、并に景戒の私に造れる堂の壁を狐堀  
りて内に入る。仏の坐の上に屎矢りて穢す。或るは屋戸に向ひて鳴く。然ら  
して二百二十余箇日を経て、十二月の十七日に景戒の男死ぬ。

また十八年己卯の十一月十二箇月の頃、景戒の家に狐鳴く。また時々枕簾  
鳴くなり。次に来る十九年庚辰の正月の十二日に、景戒の馬死ぬ。また同  
じき月の二十五日に、馬死ぬ。

是を以ちて当に知るべし、災の相まづ兼ねて表れ、後に其の災の災来り被る  
なり、と。然らして景戒、いまだ軒轅黄帝の陰陽の術を推ねず、いまだ天台智  
者の甚深の解を得ず。故に災を免る由を知らずして、其の災を受く。災を除  
く術を推ねずして、滅ぶる愁を蒙る。動めざるべからず、恐りざるべからず。

智と行と並び具はる禪師重ねて人の身を得国皇の子に

生るる縁 第三十九

釈善珠禪師は、俗姓は跡連なり。母の姓を負ひて跡氏と為る。幼き時に母

に随ひて大和国山辺郡磯城嶋村に住む。得度し精勤めて修ひ学ひて、智と  
行と双ながら有り。皇臣に敬はれ、道俗に貴はる。法を弘め人を導き、以ちて  
行業とす。是を以ちて天皇、其の行の徳を貴び、拜ひて僧正に任く。而りして  
彼の禪師の願の右の方に大なる願有り。平城宮に天下治めたまひし山部天皇の  
御世の延暦十七年の比頃に、禪師善珠命終る時に臨みて、世俗の法に依りて  
飯占を問へる時に、神靈卜者に託きて言はく「我れかならず日本国王の夫人丹  
治比孃女の胎に宿りて、王子に生れむ。吾が面に願著きて生れむ。以ちて虚  
実を知るのみ」といふ。命終りて後に、延暦十八年の比頃に、丹治比夫人一の  
王子を誕生みたまふ。其の願の右の方に願著けること先の如し。善珠禪師の面  
の願失せずして著きて生れたまふ。故に名けて大徳親王と号す。然うして三  
年ばかりを経て世に存りて薨りたまふ。飯占を問へる時に、大徳親王の靈、  
卜者に託きて言はく「我れは是れ善珠法師なり。暫間国王の子に生る。吾が為  
に香を焼ぎ供養せよ」とのたまふ。是の故に当に知るべし、善珠大徳、重ねて  
人の身を得て人王の子に生れたまふ、と。内教に言はく「人家々」とは、其れ  
斯れを謂ふなり。是れまた奇異しき事なり。

また伊与国神野郡の郡内に山有り、名けて石鏡山と号ふ。是れすなはち彼の

九「新羅種子は上文の二本有種子に対する語。後天的な種子。景戒がそれまで知らなかつた書物を手渡された、というイメージが「新羅種子」のイメージを喚起している。「入空は法苑に對する語で、人は空である、五陰は無我である」と知ること。圓行人空聖は、行じて人は空であるとする智に到達する。景戒は新たな行業によつて菩提を得る道を、歩みつつある。二〇仏菩薩の慈悲。二一景戒のところに。二二五性のひとつ。成仏の可能性を欠く。二三人間界や天上界に生まれる因。二四後代の説話集(たとえは宇治拾遺物語)にみえるように、「一事は説話の標題と考へるべきであらう。二五七八八年、云々わめて異様な、強烈なイメージを含む夢である。二六死に際して魂が肉体から分離する、という考へにもとづく。身体ではなく魂が主体としてとらえられている。二七如「如死屍、以杖廻転、屍既已已、杖亦心就(俱舍論記、二十八)という例もみえるが、実体験にもとづいた叙述であらう。二八敦煌文書中の夢解書には「身死の夢を良命と解く例がみえる、という中前正志の指摘がある。二九七九五年。三〇僧位のひとつ。一伝燈大師位(准三位)、伝燈法師位、伝燈住位、伝燈住位(准五位)、伝燈入位(准七位)(二十卷本和名抄)。

一以下には景戒自身にかかわる素相説話が展開される。本書では桓武天皇(山部天皇)に關しては宮宮表示に不審な点が多い。そこに並記された年時を基準として桓武天皇の宮宮表示をみるならば、正しいものは一例も無い。平城宮とあるべきを長岡宮とする例(下巻二十縁)、長岡宮とあるべきを平安宮とする例(下巻二十九縁)、平安宮とあるべきを平城宮とする例(下巻三十

八縁、二十九縁)などがみえる。本書の宮宮表示によれば、長岡宮から平安京へ、平安京から平城京へ、長岡宮とたかのような印象を受ける。また、年の干支に誤りのみえる下巻二十縁、三十一縁、三十二縁も、桓武天皇の代の説話である。このような誤りが何に起因するものか不明。二七九七年。二七九九年。二八〇〇年。二八〇一年。二八〇二年。二八〇三年。二八〇四年。二八〇五年。二八〇六年。二八〇七年。二八〇八年。二八〇九年。二八一〇年。二八一一年。二八一二年。二八一三年。二八一四年。二八一五年。二八一六年。二八一七年。二八一八年。二八一九年。二八二〇年。二八二一年。二八二二年。二八二三年。二八二四年。二八二五年。二八二六年。二八二七年。二八二八年。二八二九年。二八三〇年。二八三一年。二八三二年。二八三三年。二八三四年。二八三五年。二八三六年。二八三七年。二八三八年。二八三九年。二八四〇年。二八四一年。二八四二年。二八四三年。二八四四年。二八四五年。二八四六年。二八四七年。二八四八年。二八四九年。二八五〇年。二八五一年。二八五二年。二八五三年。二八五四年。二八五五年。二八五六年。二八五七年。二八五八年。二八五九年。二八六〇年。二八六一年。二八六二年。二八六三年。二八六四年。二八六五年。二八六六年。二八六七年。二八六八年。二八六九年。二八七〇年。二八七一年。二八七二年。二八七三年。二八七四年。二八七五年。二八七六年。二八七七年。二八七八年。二八七九年。二八八〇年。二八八一年。二八八二年。二八八三年。二八八四年。二八八五年。二八八六年。二八八七年。二八八八年。二八八九年。二八九〇年。二八九一年。二八九二年。二八九三年。二八九四年。二八九五年。二八九六年。二八九七年。二八九八年。二八九九年。二九〇〇年。二九〇一年。二九〇二年。二九〇三年。二九〇四年。二九〇五年。二九〇六年。二九〇七年。二九〇八年。二九〇九年。二九一〇年。二九一一年。二九一二年。二九一三年。二九一四年。二九一五年。二九一六年。二九一七年。二九一八年。二九一九年。二九二〇年。二九二一年。二九二二年。二九二三年。二九二四年。二九二五年。二九二六年。二九二七年。二九二八年。二九二九年。二九三〇年。二九三一年。二九三二年。二九三三年。二九三四年。二九三五年。二九三六年。二九三七年。二九三八年。二九三九年。二九四〇年。二九四一年。二九四二年。二九四三年。二九四四年。二九四五年。二九四六年。二九四七年。二九四八年。二九四九年。二九五〇年。二九五一年。二九五二年。二九五三年。二九五四年。二九五五年。二九五六年。二九五七年。二九五八年。二九五九年。二九六〇年。二九六一年。二九六二年。二九六三年。二九六四年。二九六五年。二九六六年。二九六七年。二九六八年。二九六九年。二九七〇年。二九七一年。二九七二年。二九七三年。二九七四年。二九七五年。二九七六年。二九七七年。二九七八年。二九七九年。二九八〇年。二九八一年。二九八二年。二九八三年。二九八四年。二九八五年。二九八六年。二九八七年。二九八八年。二九八九年。二九九〇年。二九九一年。二九九二年。二九九三年。二九九四年。二九九五年。二九九六年。二九九七年。二九九八年。二九九九年。三〇〇〇年。

第三十九縁 転生説話。いささか異様な印象を与えてはいるが、景戒の意図としては当代の天皇を仏教史の中に位置づける。聖なる天皇であることを願望しつつ擲筆。  
一十下巻三十五縁。二阿刀連(迹連)とも表記する。扶桑略記・延暦十六年四月二十一日条には「俗姓宗師信賴、京求八世」とみえる。  
三奈良原(奈良原)井市あり。二七六寺年表によれば、天徳二年(天三)二月に傳正。日本後紀によれば延暦十六年(七七)一月に傳正。いずれの説に拠つても天皇は桓武天皇。三はくろ。こぶ、いば、あざ、の類をも含む。二桓武天皇。二下巻三十八縁。二七九八年。七六寺年表では、延暦十六年四月二十一日歿とされる。延暦十六年歿の條が延暦十七年の大徳親王誕生に合致するのだが、本説話では大徳親王誕生を一年くり下げて延暦十八年としており、延暦十七年善珠歿の條がかえつて叙述に矛盾を生じない。本書の桓武天皇の代の説話に年時の不審な記述を含むことが多いのだが、こもその例。  
三原文「臨命終時」。仏典語。二云。名。稱からは、飯を用いた古いであると推測されるのだが、下文にはそれを思わせるようなもののみえない。本説話にみえる二例の飯占は、いず

